

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	市民協働部 (財政援助団体：田人里山再生委員会)
監査の種類	令和4年度 財政援助団体監査 (4監第91号 令和5年1月27日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年4月5日

指摘一覧		措置通知日
是正改善を要する事項		
1	補助金の交付事務において、補助金額の算定が適切でない例が認められた。	令和5年 3月30日
2	補助金の交付事務において、前年度決算書等の添付がないまま受理し、交付決定を行っていた。	令和5年 3月30日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 補助金の交付事務において、補助金額の算定が適切でない例が認められた。</p> <p>※ いわき市まち・未来創造支援事業補助金の交付事務において、交付要綱第6条及び別表第2により補助対象経費が規定されている。今回、新築に係る工事請負費を算定していたほか、一部規定に依らない費目について「その他必要経費」として認め、補助金額を算定し確定していたが、その理由や経緯が明確にされていなかった。</p> <p>なお、交付要綱の内容については実情を踏まえた検証を行い、必要に応じて見直すなど、効果的な補助制度の運用を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域振興課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>いわき市まち・未来創造支援事業補助金交付要綱を制定した平成22年当時は、既存の建造物等の地域資源や地域ストックを活用した整備事業を想定していたため、ハード支援事業の補助対象経費から新築に係る工事請負費を除外していました。しかしながら、現実的には、市民活動団体にとって活用可能な既存の建造物等が極めて限られていたことから、より実態に即した支援を行うため、運用上は新築も含めて補助対象経費として認めていたことによるものです。</p> <p>また、担当者の認識不足等により、一部規定に依らない費目について、事業を実施するにあたり必要な経費として、客観的かつ合理的な理由を記した意思決定を受けず、「その他必要経費」として認め、補助金額を算定し確定していたことによるものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>既存の地域資源等の状況を踏まえ、より市民活動を促進する観点から、補助対象経費に新築に係る工事請負費を加えるため、「いわき市まち・未来創造支援事業補助金交付要綱」を改正し、ハード支援事業の補助対象経費を「土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事に要する経費」と規定いたしました。</p> <p>また、規定に依らない費目については基本的に補助対象外経費とし、「その他必要経費」として認める場合には、合理的な理由を記した意思決定を受けることとします。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>2 補助金の交付事務において、前年度決算書等の添付がないまま受理し、交付決定を行っていた。</p> <p>※ いわき市まち・未来創造支援事業補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書及び交付要綱第9条別表第6の規定による団体の前年度決算内訳書・今年度予算内訳書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。</p> <p style="text-align: right;">(地域振興課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>前年度決算書については、当該補助申請事業を前年度実施しておらず、前年度決算書が存在しないことから、「市補助金等交付規則」第4条第2項の規定により省略可能と誤認し、当該書類の添付がないまま申請書を受理して補助金交付決定を行ったものです。</p> <p>団体の前年度決算内訳書については、前年度は収入及び支出が発生していないため決算内訳書を作成していない旨申請者から申し出があったこと、また、今年度予算内訳書については、申請時点において、当該年度は補助申請事業のみ実施する予定であり、交付要綱第9条第3項に規定する第2号様式「まち・未来創造支援事業収支予算書」に記載する事項以外の収入及び支出は発生しない旨申し出があったことから、「市補助金等交付規則」第4条第2項の規定により省略可能と誤認し、当該書類の添付がないまま申請書を受理して補助金交付決定を行ったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>「いわき市まち・未来創造支援事業補助金交付要綱」を改正し、「前年度決算書」の添付を省略することができること、「団体の前年度決算内訳書」については、前年度末時点で既に設立されていた団体に限り提出を求めることを規定いたしました。</p> <p>前年度末時点で既に設立されていた団体の「前年度決算内訳書」及び全ての申請団体の「今年度予算内訳書」については、必ず提出を求め、提出できない場合には申請書を受理しないことといたします。</p>